

社会臨床の視界

(9)

ケア・リーバー Care Leaver たち

- 「忘れられたオーストラリア人」への謝罪から考える -

中村 正 (立命館大学大学院応用人間科学研究科)

イギリス訪問

2012年3月下旬、10日間のイギリス児童福祉調査にでかけた。昨年も行ったので2年連続となる。大阪市立阿武山学園（児童自立支援施設）の田宮さんと徳永さん、大阪市子ども家庭相談センターの久保さんと一緒だった。その訪問先のひとつはイギリス第二の都市バーミンガム市から電車と車で1時間半程のところにある、全国から情緒障害などのある子どもを受け入れて治療的な養育をおこなっている SACCS サックスという団体である。性的、身体的、精神的虐待によるトラウマのケアを実施し、4歳から12歳の子どもを対象として入所型の回復プログラム、治療的養育、セラピー、ライフストーリーワーク、里親委託を展開している。そこでお話を聞いていて驚嘆したことがある。ケアの内容はもちろん勉強になったのだがそのマネジメントについてである。子ども一人あたりのいわゆる措置費のようなものがある。月額230万円近いという。何度も確認した。間違いではない。それは月額である。子どもの地元の自治体が負担している。子どもは50人程の定員である。なるほど児童福祉の進んだ国だと思った。イギリス全体は施設ケアではなく里親が中心の社会的養護体制を敷いているが、

この種の施設ケアも相当に濃密である。ひとつの寮には5人程度の子どもである。サックスではライフストーリーワーク（これは阿武山学園の徳永さんが精力的に日本の現実に即して実践している）の産みの親もディレクターとして采配を振るっている。小さな規模のグループホームと里親制度をもとにした社会的養護の仕組みが財政的な基盤の確立を基礎にして展開されているイギリス児童福祉の仕組みに感銘を受けた。

忘れられたオーストラリア人たちへの謝罪

もちろん里親を中心とした社会的養護の強化へと至る過程には紆余曲折がある。最近まで、「大英帝国時代」の負の遺産が児童福祉をめぐる存在しており、その後遺症もまだ消えてはいない。今回の連載はこの点に関わり、社会的養護が充実してくる背景を理解しておきたい。この「社会臨床の視界」連載の(6)は『臨床の知の植民地化』について - どんな言葉と文脈で対人援助を考えるか - と題してオーストラリアのアボリジニの子どもたちの白人化を意図した親子強制分離政策を吟味した。「盗まれた世代」Stolen Generationとして政府が謝罪する過程を追い、臨床の知と実践の課題に取り組むにあたって歴史的な文脈を重視すべきことについて記した。子どもがレイシズ

ム racism という同化政策のターゲットになった。その犠牲者であるアボリジニの子どもたちを「盗まれた世代」と位置づけ謝罪を行ったのは2008年だった。今回取り上げるのはケビン・ラッド首相 Kevin Rudd の「忘れられたオーストラリア人 Forgotten Australians」への謝罪である。2009年11月15日のことである。「忘れられたオーストラリア人と児童移民であった方々への国の謝罪 A National Apology to the Forgotten Australians and former Child Migrants」と題されていた。

その「忘れられたオーストラリア人」とは誰のことなのか。どうしてそのことがイギリスの話しと関連するのか。オーストラリアの首相は、1930年～67年頃まで、国内の複数の児童養護施設で子どもたちに対する虐待や強制労働が行われていたとして、この期間に入所していた約50万人に国家として公式に謝罪した。「われわれは今日、国家として皆さんに謝罪します。『忘れられたオーストラリア人』である皆さんは、幼少時に何の了承もなく、家族と引き離されてオーストラリアに送られた。申し訳ない・・疑問の余地のない悲劇である子ども時代の喪失を謝罪する」と。2004年に上院が行った調査などによると、家庭崩壊や母子家庭などの理由で児童施設に送られた子どもたちは、外部の監視のほとんどない施設で、体罰や精神的虐待、性的虐待、養育放棄、強制的な下働きなど心身両面での虐待を受けていた。中には、英国から移民として送られてきた子ども7000人も含まれる。子どもたちには、食事や教育、医療ケアも満足に与えられなかった。また、多くは両親や兄弟の顔も知らず、施設間をたらい回しにされていた。自分の名前さえ知らない孤児もいた。また、子どもたちを番号

で呼んでいた施設もあった、と謝罪のなかで述べた。

もちろんこの問題は受け入れ国となったオーストラリアの話である。しかし児童移民には送り出し国がなくてはならない。そのプッシュ要因はイギリスの植民地主義である。しかも「戦後システム」でもそれが生きていたのだから、子ども問題を扱う社会システムのなかに社会的排除要因が存在していたということになる。それをオーストラリアの「白豪主義政策 White Australia Policy」がプル要因として支えた。文字通りの共犯的關係である。植民地主義という磁場はかくも強く作用し、子どもを巻き添えにした。

それは一体誰のことなのか

ではいったい誰が誰に謝罪したということになるのだろうか。児童移民を含んだ「忘れられたオーストラリア人」とは誰のことか。その直接の名宛て人、それは Children's Home 児童養護施設にいた子どもたちのことであり、一般には、18歳までの子ども時代に施設養護生活を経験したことのあるケア・リーパー Care Leaver たちである。なかでも1920-1967年の間の児童移民体験を「失われた子ども時代 Lost Innocents」と特徴づけた。教育を受けるべき年齢の子どもたちが非人間的な労働や体罰を受けたとして反省と謝罪の対象となったのである。歴史的な児童移民政策を固有の問題軸として、移民後に収容された施設が虐待的な環境であったことから「子ども時代の喪失」という特別な経験をした者とケア・リーパーを位置づけて謝罪を行ったのである。

映画『オレンジと太陽』のこと

児童移民問題を扱った映画『オレンジと太陽』(ジム・ローチ監督)がタイミングよく日本で封切りとなった。イギリスのノッティンガムのソーシャルワーカー、マーガレット・ハンフリーズ Margaret Humphreys の実践記録を映画化したものである。その原著は"Empty Cradles"として1994年に刊行された。現在は、"Orange & Sunshine"として2010年版がでている。都留信夫・都留敬子訳『からのゆりかご - 大英帝国の迷い子たち』(日本図書刊行会)という翻訳書がでている。イギリスの福祉はすすんでおり、「ゆりかごから墓場まで」と習ったことがある。「からのゆりかご」とは相当な批判である。イギリスの負の歴史、恥部のひとつがこの児童移民問題である。しかも遠い時代の話ではない。1967年まで続けていた「現代のシステム」がはらんでいたことなのである。表現は移民であるがデポートーション deportation と原作では表現されていた。外国人の国外追放や物の輸送や移送を意味する言葉である。およそ13万人の孤児や貧困家庭の子どもたちが、政府の認可を受け、慈善団体や教会を送り出しと受け入れ機関として、オーストラリアなどに強制移民させられていたとされる。親の承諾も本人の同意もなく、しかもいつの間にか孤児とされ、なかには親は死んだとうそをいわれた子どももいた。

二人の子どもの母親であるマーガレットは、多忙の故に子どもとともに過ごす時間が少ないことに罪の意識を感じつつオーストラリアを行き来する。夫がよき理解者であることが救いだ。また、社会福祉部の上司の潔さが気持ちよく描写されている。1年の休職を欲しいというマーガレットに2年間かけて休職せずにがんばりなさいとい

い、児童移民について活動する条件をつくってくれた。1987年に家族再会のための支援を行う「児童移民トラスト The Child Migrants Trust」(以下、単にトラスト)がマーガレットによって組織された。オーストラリアのパースとメルボルン、そしてイギリスに事務所をかまえる。家族と祖国からの強制分離があり、社会からの無関心は本人たちがこの出来事を心理的に封印するように作用した。その長期的な影響を指摘し、丁寧な家族再会支援の必要性を訴えて奔走する。埋もれていた移民記録を探しだし、なによりも当事者たちの物語を聞く。マーガレットは児童移民の被害の物語を聞きながら二次受傷 PTSD と診断される。それほど過酷な児童移民の実態を明らかにしていく。

たとえば、歯科医家族のクリスマスに招かれて賛美歌を歌い、楽しい時を過ごした9歳の少年が直後にその歯科医らにレイプされたことを語る男性が登場する。ときには探しあてた母親の死を伝えなければならないこともある。逆に、児童移民トラストの事務所を置く西オーストラリア州では心ない人から脅迫も受ける。

児童移民の動機は帝国の人種的統一性を保持することであった。1947-1967年の統計ではオーストラリアへの児童移民は七千人から一万人とされている。オーストラリアの里子や養子としてではなく女子は家内労働者として、男子は肉体労働者として位置づけられ、大きな施設に入所させられた。バーナードホーム、フェアブリッジ協会、英国教会、キリスト教兄弟団などの団体があっせんした。オーストラリアの広大な大陸に散在する大規模で孤立した収容施設(アサイラム)だった。

「よき白い英国のための礎」 Good White British Stock としての児童移民

そのトラストが基本的事項についてまとめたレポートがあるのでそこから紹介しておきたい。"Child Migrants Trust-Submission to the Senate Community Affairs References Committee Inquiry into Child Migration (January 2001)"である。64 頁程のものである。

送り出し国のイギリスでは平時においても児童移民を意識的に政策として追求してきた経過がある。19 世紀からの移民政策の一環として児童がそこに含まれていた。第 1 次世界大戦後に本格化する児童移民政策といえる。その基本的動機は「帝国の人種の統一性」を保つことである。児童移民は「よき白い英国のための礎」 Good White British Stock、つまり、イギリスとの緊密な紐帯を築くための子どもたちといわれた。

1912 年に児童移民を促進させたチャリティ団体が組織された（フェアブリッジ協会）。オーストラリアでは子どもの受け入れ先となったファームスクール Farm School（農場主が土地を提供しそこで暮らしながら通う学校を自治体が運営していた）も建立された。西オーストラリア州は主な受け入れ州となる。当時のオーストラリアは人口減少に苦悩していた。第一次世界大戦で 6 万人のオーストラリア兵士が亡くなったことも重なる。二度の世界大戦はオーストラリアの孤立した地政学的な立場を強化した。少ない人口で脆弱な未来しか展望できないことの困難さである。日本軍によるシンガポールの陥落とダーウィンの爆撃が拍車をかけた。植民が衰退かがスローガンであったという。これを受けて政府による大

規模な移民政策にむかう。イギリスからの移民による経済発展と国力増強を動機づけた。オーストラリアの未来を担う「白人の子どもたちの移民」は最善の選択とされた。安上がりの労働者とするためであり、決して子どもの福祉のためではなかった。

オーストラリアの労働移民担当大臣は戦後の 3 年間で 5 万人の孤児移民を受け入れようとした。第 2 次世界大戦の敗戦国から受け入れ、英語風の名前に変えればいいのかという軍当局者もいた。しかし移送手段がなく 5 千人以下となった。移民は 3 歳から 14 歳までの子どもが対象となった。平均は 7 歳から 10 歳である。戦後だけで 1 万人の児童が移民とされたという説や 1920 年代から戦後までで 7000 人程度という数字もある。児童移民のための組織であったフェアブリッジ協会はオーストラリアに 2300 人の子どもを送り出したこと、カソリック教会、英国教会、バーナードホームはニュー・サウスウェルズに 2340 人を送り出したことなど歴史的な検証がすすんでいる。イギリス側では養育環境のよくない子どもの「新鮮なスタート」を支援するという大義名分をたてた。

戦後のイギリスでは里親が奨励され、大規模な施設ケアは閉じられていく傾向にあった。小規模で、家族のようなケアの志向である。しかし、オーストラリアではファームスクールのような大規模施設であり、家族を基礎にしたケアとは程遠いものであった。愛着の必要な時期をきちんとケアする大人が大規模な施設にはいない。子どもの感情と安全に配慮した環境ではなかった。イギリスで戦後から試みようとしてされていた児童福祉の基準からもれていたのが児童移民たちである。その子どもたちが民間団体をとおして移民とされていく。公的には管

理されていないので地方政府の統制からもはずれていく。また、肉体労働者や家内労働者に育て上げていくために障害のある子どもは除外されていた。さらに、白人以外の子どもたちをオーストラリアは受け入れていない。白豪主義政策があるからだ。

構築された孤児問題

孤児あるいは戦争孤児として児童移民を表現することは問題の構築性を物語る。孤児ではない子どもにもラベルが貼られていく。養子には親の同意が要るので孤児として構築されたのである。後にその定義が当人たちに混乱をもたらす。孤児だと定義された子どもたちはイギリスでのバックグラウンドを問うことが困難になる。ましてや孤児だから祖国を離れなければならない理由はない。また、収容された施設が子どもらしい教育と安全と保証するものであればいいのだがそうではなかった。孤児であることが罰のように作用した因果の関係とつつる。

教会、団体、政治家、そして大人たちに子どもたちは自らの出自について聞く。さらにその「新鮮なスタート」という意味づけの含意は何かと。子どもの親を探ることは子どもにとっては勇気がいる。どうして自分を放置したのかについての質問となるからである。仮に孤児であるならば施設ケアではなく里親か養子にすべきだった。受け入れ先で教育を受けていないこと、過剰な労働やそれがただ働きであったこと、不適切な取り扱いの後に続いた自殺、身体的・性的な虐待事件が明るみに出されていく。背信、欺瞞、うそ、道徳の倫理という面から宗教者が墮落し、ソーシャルワークの倫理が作用しないこの政策の評価は「戦

後システム」とかかわり広い視野から研究されるべき主題だと思う。それは日本でのイギリス社会福祉研究にとってもそうである。

これらのことも含めて児童移民体験の長期的な影響についてはあまり顧みられてこなかった。家族、友人、社会的コンテキストからの分離の影響が長い人生にもたらす影響のことである。イギリスに残ってさえいれば家族との再会が可能であった。孤児という定義で子どもたちがオーストラリアに送致されたということは、「世界にあなたを知る人はいない」という意味だ。「祖国はあなたを必要としていない」と解釈している児童移民もいる。喪失と当惑、拒否された感情と孤立感が問いとして基底にある人生。「ミルクとハチミツの国」といわれてやってきたオーストラリアである。ウマにのりながら学校に通い、道の両側には果物が実り、もぎ取り食べながら学校にいくと喧伝された。しかし、パスポートもなく、関係性も絶たれて、「私」の過去を示すものはない。出生に関しては闇のなかにある。きょうだいもばらばらになり、着いた翌日から労働に駆りたてられた。

子どもたちが施設をでるのは16歳である。多くの児童移民は孤立した地域での農場の家内労働者として雇用されていく。被虐待経験者に見られる対人関係障害、アルコール問題、低い自己評価、抑うつ、他の精神問題を抱える人もいる。もちろん成功している児童移民や何の問題も表面化しない場合もあるが、自らの出生家族、病気や治療の経過などの基本情報はどんな児童移民の場合でも欠如していることに変わりはない。喪失と剥奪のテーマはオーストラリア生活の出発点での苦痛や空白となっている。また、移民前後の事情に同じように苦

労があるともいえる。集約していえば「私は誰か」という出生にかかわるアイデンティティ問題である。子どもの情緒の発達、自己イメージ、親子関係や家族関係についての情報がいかに重要であることか。こうして児童移民体験はトラウマ的出来事となる。

その体験は具体的である。たとえば、罰として髪を刈られたことが辱めの典型であると語る人が多い。感情のダメージや身体への傷が残る人もいる。頭を殴られたことで聴覚に障害のある人もいる。宗教施設や養護施設で受けた傷をいまでも治療せざるをえない人もいる。断片化する自己についての情報のなかで自分を保つことの困難さがある。社会的不信もあり、トラストにも疑いをもってやってくる児童移民がいるという。これまでの児童移民体験はそこに関与する団体はそういうものだったと思わせるようだ。

また、児童移民の多くは孤児であるという大衆的に広まった意識、つまり偏見との格闘も体験している。何よりも切迫した課題は、イギリスの親や親戚が高齢化し、家族再会の時間がなくなりつつあるということである。

児童移民のためのソーシャルワークの専門性

マーガレットの取り組みからすると、児童移民経験のもつトラウマをよく理解したソーシャルワークが求められるのだと思った。しかも国際的な視野をもち、教会や国家からは独立した、反省的かつ柔軟な態度が要る。イギリスに残る親たちは子どもがイギリスで里子になっていると信じていた。そうではない事実を知った親、とくに母親

たちの感じたことはそうした環境に追いやられたことへの罪悪感や凍りついた罪の意識だという。そうした親へのソーシャルワークも求められたのである。加えて、この政策がイギリス政府や教会によって可能となっていたと知って、その落胆はさらに深くなる。これは層を成して蓄積している。

私はこのトラストの実践の総体は、社会と臨床のあり方を考える上で示唆に富んでいると思う。社会がこの事態を正確に認識しかつ承認すること、過去の問題であり当時としてはやむを得ない選択であったという誤った記憶をしないこと、児童移民ひとりひとりの個別的な体験と児童移民集団としての共通の体験の双方に配慮することなど、専門的なソーシャルワークであることがマーガレットやトラストの取り組みからみえてくる。それらは子ども時代のトラウマ的体験である喪失や孤立の理解と結びついた実践であり、特別なニーズの理解が求められる。無力感、個人としての統合性、自律性に脅威となる出来事が児童移民体験である。

家族再会へむかう技法は専門的である。家族のあらゆる記録を調査する。アメリカ、カナダ、南アフリカ共和国、オーストリア、オーストラリアでの国際的な家族履歴調査を試みている。生死の確認も重く、死を伝えることの特別な配慮がある。映画でもその場面が登場する。マーガレットが一年前に母親が死亡していた事実を伝える場面である。生涯で一度の大切なことを伝えるのに相応しい部屋を用意する際の感情の細やかさが描かれている。海のみえる部屋を用意するシーンがある。中年になった息子は思う存分に泣くことができた。家族再会のための調査は何年にも渡る可能性もあり、時には DNA 調査という司法鑑定も取り入

れる。もちろん調査者の二次受傷もある。事実はそうでないが、家族に捨てられたあるいは拒否された感覚を長い間保持してきたことも看過できない。トラストは児童移民体験の正確な理解と成人期生活へのインパクトを考慮し、自信と自尊心の回復を支援することを重視している。個人の体験をさらに広大な文脈においていく仕事ともいえる。大きな怒りを受け止める、帰属している感覚やよりよく生きていること感覚を回復する支援となる。

トラストは、国家や教会に代わって別の謝罪をする団体ではない。修復と回復の支援のためにある専門的ソーシャルワークである。児童移民体験の長期的な影響を探り、そのトラウマ対処を基本とした家族ソーシャルワークが基本である。施設ケアでの虐待の影響、急性不安が恐怖体験と共に襲ってくることへの対応のために家族再会を手伝い、個人の出自を知る権利の行使を支援する。

ライフストーリーワーク - 私の物語をつくる

イギリスのソーシャルワークではライフストーリーワークはかなり浸透している援助技法であり、アプローチである。その重要性は社会的養護の基本とかわる。そしてこの児童移民問題は歴史的な文脈でライフストーリーワークを位置づけるべきことを強調している。児童養護問題にとってどうしてこのアプローチが重要なのか、イギリスにおいてライフストーリーワークが何故、かくも隆盛しているのかを理解する背景として児童移民問題は大切なテーマだと感じた。

混乱、虚構、粉飾、欠落、封印してきた

ことから自分史を構築するための事実を探り出し、一貫したストーリーとして編み直していく作業が児童移民たちとともにおこなう家族再会という共同作業である。それを支援するソーシャルワークはライフストーリー再構築を意味する。マーガレットは「12000 マイルと 15 年間の時空を超えるソーシャルワーク」だという。子ども時代の欺きと誤情報をとこながら、家族を中心にしたアプローチ、家族をめぐる社会臨床となっている。トラストによると、丁寧な再会準備なしにホテルであわせるというオーストラリア側での取り組みを行う団体があるが、急性トラウマを引き起こす可能性については無頓着であると批判的である。無力感や絶望を強化することにもなりかねない。トラストがそうしたやり方に抗議したところ、その団体は「児童移民はもう子どもではなく成人なのだ」という。こうした意識はこの出来事が歴史の一コマだったとか、やむを得ない選択だったという社会の意識の反映でもある。一種の社会的ネグレクトであり、そうすることで社会の側も罪の意識は減じられる。しかしそれでは児童移民たちが求める社会の側の理解には至らない。社会もまた謝罪と反省をとおし、そして児童移民たちの物語を聞くことで問題の共有をする必要がある。ライフヒストリープロジェクトはそうした意味で重要な取り組みとなるし、ソーシャルワークの観点からのライフストーリーワークもパーマネンシーという児童福祉の理念を具体化するものとして重要なアプローチとなる。

児童移民も含めたケア・リーバーたちのライフストーリーワークは本人のアイデンティティ問題の解決にとどまらず、社会の臨床と位置づけ、社会のもつケア・リーバーの理解と必要な支援を根拠づけるため、

社会のもつ物語構造を書き換えることへと
接続されていくべきだろう。ソーシャルワ
ークは元来、権利擁護を志向する専門職
advocacy-oriented profession のフロンテ
ィアだと私はとらえている。ソーシャルワ
ークをとおして社会の問題性が変更されて
いくダイナミズムと個別性を大切にす臨
床実践が重なる地平をつくることできる。
しかしそのクライアントは一筋縄でいかな
い面ももつのでソーシャルワーカーの疲労
度は高い。いずれにしても児童移民へのソ
ーシャルワークの要の位置にはライフス
トーリーワーク実践があると思う。

こうしたトラストの家族臨床的な支援の
取り組みはなお持続している。1999-2000
年には 84 家族が再会を果たした。依然とし
て児童移民問題は終わることはない。1967
年が最後の児童移民だとしても、その時に
10 歳の子どもはまだまだ若い世代だから
である。しかしイギリスに残る親の世代に
とって時間は少ないというジレンマがある。

ケア・リーバーの研究へ

忘れられたオーストラリア人のなかでも
児童移民は、児童福祉を争点にして、国家
(植民地主義、帝国主義、レイシズム) 民
間団体の役割、社会的養護のあり方が錯綜
しあう事態のなかで持続していた。そして
何よりも戦時だけではなく「戦後システム」
においても存続していたことを看過できな
い。その点からするとイギリスにおいてソ
ーシャルワーク倫理やその固有性と権利擁
護の視点などの専門性が確立していく過程
にあったこととの整合性の説明が要ること
になる。より根源的な問題としてある子ど
もの自己を知る権利の確立、そして何より
も「戦後システム」に内在していたことの

十全な把握、そのことのもつ社会臨床的な、
社会の側の課題の明示という一連の研究す
べきテーマが浮かび上がる。

さらにその「戦後システム」は現代の社
会的排除課題として位置づけられるべきだ
として、Leaving Care Debate が展開され、
ケア・リーバー研究がイギリスですすんできた。
それは何よりも社会的養護を経験した者
のその後の生活の諸課題が多いことから、
「若者問題」としての特性を色濃くもった
研究と政策の双方にかかわる議論となっ
ている。たとえば若い世代のホームレス、薬
物とアルコール問題、心身の不健康問題、
不就学と失業、社会的サポート資源の欠如、
少年の売春、犯罪、ティーンズマザーなど
の指標とケア・リーバー(社会的養護経験
者)の相関は高く、社会的排除の課題とし
てアプローチすべき研究主題となっている。

これらをどう考えるのか - 立ち位置と想像力

さて問題は、この出来事を見る私たちの
立ち位置についてである。同じように私た
ちは「忘れられた日本人」を想起しなく
てよいのだろうか。もちろん直接に関連す
るのは日本におけるケア・リーバー、つま
り児童養護施設生活経験者のことである。
忘れられたオーストラリア人への謝罪とそ
の後のケア・リーバーへの関心(少なくとも
研究上の関心は若者の社会的包摂論とし
て政策的関心をもたれ、イギリスやオース
トラリアでは若者研究 Youth studies とし
てすすんでいる)と同じように社会的養護が
必要な子どもたちを想起し、そこでの養
護の質に関心を向けてきたのだろうか。そ
こまで関心が向かわないということは「社
会的ネグレクト」ともいふべきなのだろう
か。

「忘却」とは大げさな言葉だが、「無関心」と置き換えるとネグレクトに近い意味になる。「子どもの貧困」とおくと現代的な課題の一環として意味づけられる問題群となる。日本では児童養護問題として営々として研究が続けられているが、制度の改善やケア・リーバーの生活の改善はまだまだこれからである。

たとえば西田芳正編著『児童養護施設と社会的排除 - 家族依存社会の臨界』(解放出版社、2011年)という調査書がある。ここでは生育家族と施設生活、学校から職業、児童養護施設生活者のアイデンティティの諸相が丁寧な聞き取り調査をもとに検討されている。生育家族のことは「頼れない家族・桎梏としての家族」とまとめられている。私が「男親塾」として取り組むなかからみえてくる虐待する家族の特性とも重なる。「生まれ育つ家庭がさまざまな資源に恵まれているか否かが子ども人生を大きく左右し、頼るべき親がいない、いたとしても不安定な生活を強いられている場合には、子どもの現在の生活と将来が非常に厳しいものになってしまうという日本社会の現実を、『家族依存社会』と呼ぶことができるだろう」(198頁)とまとめている。私なりに追加すれば、社会福祉全般に、「家族依存」にくわえた、「女性依存」(ケアワークのジェンダー問題があり、母性的なものへの依存ともいえるし、母子家庭問題として現出するので男性の責任が後退していく)、「民間依存」(たとえば貧困な児童養護施設の設置基準が改善されずに放置され、民間の法人に依存した現実があり、施設内虐待問題などの背景となっている)があり、排除の「社会システム」が作用している。「家族依存」は私的領域へと問題を閉じ込め、それを支える意識や文化が都合よく動員され、

錯綜した社会問題の重層化領域を構成していく。問題を解決する行動がさらに問題を蓄積させていくという多問題家族の様相を呈することになる。

大阪府・大阪市と連携して取り組む「男親塾」は児童虐待防止法という家族再統合事業の一環なので、社会的養護の質が貧しいと、虐待のあった元の家族へと子どもを帰すだけの取り組みのようにもなってしまう。これは私の本意ではない。「古巣に縊りを戻すのではなく新しい鞘をつくる」という視点と子どものための家族再統合という視点がないと、単に「家族依存」を強化する文脈に置かれていくだけになる。社会的養護の選択肢が一定水準で準備されることではじめて虐待対応としての家族再統合の実質化が可能となる。介入と保護の後に委ねられた社会的養護をとおして子どもの安全が確保される。そのことではじめて虐待する親もまた変化するための機会を得、虐待したわが子への謝罪と責任を果たすことができる。その上で、虐待した親にしかできないこと、それは子どもの心理的精神的負荷を除去するための、たんに家族の暮らしを再開することだけを家族再統合と呼ばない、家族の暮らし方の、「治しと直し」が要るはずである。とりわけ、性的虐待の場合は念入りな親指導となり、家族再統合は一般に適用できないことが多い。その中心は虐待する親の謝罪と責任の自覚である。今回のように国家や団体が虐待的であったのでその謝罪からすべてが始まるのと同じである。その選択肢としてせめて里親や小規模な施設などの社会的養護の仕組みが機能し、愛着形成が行われていくが望ましいことはいうまでもない。まずは子どもが安全な場所に置かれ、虐待されたことから回復する場の整備、それを可能にする臨床実

踐を社会が用意すべきである。そのことで虐待親もまた変化へと歩み出す余裕ができるのだと「男親塾」で虐待親とかかわりながら思っている。たとえ家族が再統合できなくても、最低限、子どもにとっての親のあり方として、虐待親のもとに産まれたというネガティブな像だけで関係が切れてしまうのではなく、親もまた変わろうとして努力をしていたということが伝わるだけでも救いではあるし、親から離されるのは子どもの責任ではないということの理解だけでも回復にとっては大切だと思う。虐待する親のもとに生まれた実子は、将来、自分もまたそうなるのだろうかという不安を抱えることがあると「男親塾」に参加している被虐待経験をもつ虐待親は少なくない。

さらに、ケア・リーバーのケア終了後の継続的な若者支援のあり方へと接続されていくことが求められている。「脱青年期問題」という定式化にもあるように、たとえば長期化するひきこもり対応などがその象徴であるが、二十歳代いっばいに自立の課題が延長されていることに鑑みると、「家族依存」に陥らない仕組みの創出は、「女性依存」や「民間依存」の修正をとおしたケアシステム充実の基軸として置かれるべきだと思う。児童移民問題は「再会」というフェーズで親子関係をめぐる修復・回復・和解をとおしてそれを押さえ、出自をめぐる欠落を埋めていた。産みの親が育てられない事態への社会的な対応でも養親が重視されるべきだし、離婚と再婚による継親子関係の増加や虐待防止の観点からも「社会システム」にとっての親子関係の組み方は現代の争点を成している。

これらを含めてトータルにみると、忘れられたオーストラリア人への謝罪と共に日本のケア・リーバーたちを想起することは

映画をみた者の責任のように思えてくる。

産みの親が育てられない事情もあるだろう

そして想起すべきことはもっと身近な日常のなかに散見される。児童移民やケア・リーバー問題のもっと手前には、たとえば予期せぬ、望まない、育てられない、愛せない、不慮の妊娠と出産がある。そこから生じる子どもの養育をめぐる課題がある。産みの親が育てられない事情は本人の責めに帰すことのできない場合もあるし、虐待事例の場合もある。それらは介入と保護の事案となる。さらにその直前にはたとえば虐待予防としていわゆる「赤ちゃんポスト」が設置されているし、世界的にもドイツは進んだ取り組みをしている。子どもを捨てることを助長するのかという点と匿名では受け付けるべきではないという条件つきでやむを得ないものとして現実的な対応がすすむ。遺棄する母親と父親、しかし、それを傍観していただだけの私達も同じ罪なのではないか」と「赤ちゃんポスト」を開設した熊本の慈恵病院の看護部長が語る。「傍観者の罪」とは重い言葉だ。地域の病院としてできることをするという決意が伝わる。慈恵病院は妊娠に悩む女性のための相談業務が10年近く実施されてきた病院であること、つまり突然にはじめたわけではないことの理解が重要だろう。そうした相談活動からつかんだ実態がこの取り組みを必要なものとして確信させている。中絶できない時期になっていた、望まない妊娠で誰にもいえない、育てる自信がない、思いがけない妊娠である等だ。ここに指摘されている「誰にも相談できない事情」はあくまでも「社会的なもの」だ。

もちろん安易な不倫による妊娠や、刹那

的な交際による妊娠もあるのだろう。それらの一端にある父親の無責任さがなんといっても不問に付されていることに憤りを感じる。戸籍のことや世間体のこともある。これは家制度的な文化の要因である。妊娠、出産、養育という一連の過程がリスクとともにあることがよくわかる。しかもそれらは女性や母親に負荷のかかるリスクであることも見逃せない。「こうのとりのゆりかご」を必要とさせる社会的な事情をこそ見るべきだと私は思う。「こうのとりのゆりかご」を利用する親は育児放棄、つまりネグレクトそのものだが、そこに「社会」を読み取ることを忘れてはならない。母親の無責任さだけでは一面的だ。ゆりかごを利用した理由の上位に「戸籍に入れたくない」という項目があった。整理すれば、妊娠、出産、養育の孤立や寂しさと逡巡、そこから推測される関係性の病理と妊娠させた男性の無責任さ、戸籍や世間体という社会的差別と排除が連なる家族文化を生きているなどがそれらの理由からみえてくる。

ひとつの希望と感じられる点は「こうのとりのゆりかご」を利用する母親が刑法の保護責任者遺棄罪に問われる可能性のある棄児事例とは異なり、自らがそこに運び込むという揺れる気持ちをもっていることである。それは子どもを安全な場所に委ねたいという気持ちとして理解できる。「あかちゃんになにかをのこしてあげて」と書かれた掲示があるそうだ。最後にできる親の責任を訴えていることがわかる。自分はどんな経過で産まれてきたのか、そのしるしを子どものために残しておいて欲しいというメッセージだ。そのせめぎあいの、ぎりぎりの努力をしている様子が伝わる。こんな厳しい問いをすることが、看護部長のいう「傍観者の罪」への応答となるのだろう。

産みの親の、とくに母親の身勝手さ批判をこえていくことは、育てられない事情の社会的な面や男性の無関心さとジェンダー作用の結果の母親への負荷などの総体があり、そうした家族文化をつくっている側の責任も無視できない。社会臨床の視界には見たくないものも入り込んでくる。社会的養護を広げることの壁やケア・リーバーたちの生きにくさの背景にある社会の不寛容さを克服する課題の方が大きいと思う。

虐待対応だけでないにしろ、産みの親が育てられない子どもは増えていくだろう。離婚と再婚が増えているがそうすると子連れ再婚家族も増え、家族の再構成に課題がむかい、養う親としての機能が重要となる。財政規模は異なるが SACCS のような小規模のホームも創出されつつある。多様な形態での社会的養護が仕組みとして準備されるべきだし、それを支える家族支援も重視されるべきだ。

さらに想起できることは広くある

たとえばテレビで公開肉親探しがなされた中国残留孤児たちのことをこうした文脈におくと急性トラウマはなかったのだろうかと思えてくる。1981年から厚生省(当時)が中心となって中国残留孤児の肉親探しが開始された。残留孤児が日本を訪れ肉親を探すようになるが、肉親と再会できた者はもちろんいたが、肉親が見つからなかった場合もある。そして日本への帰国を望む場合や中国で養親とともに暮らすことを希望する場合もあった。「残留孤児問題は棄民政策の結果」として損害賠償を求めたケースもある。

他には婦人保護施設の様相を描いたノンフィクションや芸術にも想像力を刺激され

たことを思い出す。たとえば沢木耕太郎の「すてられた女たちのユートピア」(『人の砂漠』、新潮文庫)である。さらに「女子の更生」を目的としたアイルランドの修道院での虐待を描いた映画『マグダレンの祈り』が重なる。現実の問題としては、ケア・リーバー問題の一環を構成する少年院や児童自立支援施設などの更生にかかわる領域でも課題の重なりが大きいと思う。

オーストラリア社会がこの間に行った複数の「謝罪」は教訓である。その後、多くの社会が直面するような若者問題にいきつく政策と思考の流れの中軸のひとつにケア・リーバーの現実がある。圧縮していえば、児童福祉卒業後の脱青年期課題である。ケア・リーバを「窓と鏡」としてみえてくるのは、「家族依存」「女性依存」「民間依存」や私的領域への閉じ込めという「社会システム」である。その焦点に「現代の親子関係」の置き方問題がある。社会的養護をはじめとした「関係性の組み換え」の焦点になっているともいえる。各論的には、親権のあり方、不妊治療との関連、養親制度の社会的定着の仕組みなどたくさんのテーマがある。この意味でも児童移民問題から学ぶことは多いのではないだろうか。

*「福祉社会フォーラム」します！

今回の調査では、京都府立大学の津崎哲雄先生に紹介されてオックスフォード大学のロジャー・グッドマン教授を訪ねることとなった。日本の児童養護制度、民間児童養護施設、同族経営、大規模集団養護依存、低劣な職員定数基準、児童相談所の実態などの具体的な施策・制度の分析記述だけでなく、日本社会の特性の一断面をも呈示した人類学者である。彼の著作である『日本

の児童擁護 - 児童養護学への招待』(明石書店、津崎哲雄訳)が面白い。その津崎先生は児童養護問題研究の第1人者である。たとえば『この国の子どもたち—要保護児童社会的養護の日本的構築 大人の既得権益と子どもの福祉』(明石書店)などがあり、ここで紹介してきた事項と重なる分野の研究をされておられる。縁あって、「福祉社会フォーラム」という企画をご一緒させていただくこととなった。この秋の2012年9月27日の午後、京都府立大学で開催予定だ。阿武山学園の徳永さんがコーディネーターとなり、大阪市子ども家庭相談センターの久保さんも登壇することになっている。是非、お越し下さい。

